平成２７年（フ）第２１４号
静岡県富士市松岡904番地の１　メゾニティ松岡101号
債務者　佐々木敏夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時40分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７４９号
横浜市都筑区川和町1662番地
債務者　矢吹　孝宏
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２７号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地17　つきみ野パーク・ホームズ401号
債務者　藤田　正雄
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２８号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地17　つきみ野パーク・ホームズ401号
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
熊本県菊池市隈府817番地２　サンガーデン菊池Ⅲ　Ｂ棟101号
債務者　林　　宏樹
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
静岡県浜松市東区原島町61番地の１　スヤマコーポⅠ　405
債務者　乗松マルセロこと　マルセロ　ノリマツ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
静岡県浜松市東区原島町61番地の１　スヤマコーポⅠ　405
債務者　乗松シンチアこと　ノリマツ　シンチア　アパレシダ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目16番18号　クレフラスト佐藤101号室
債務者　松川　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
熊本県山鹿市熊入町190番地１　橋本コーポ101
債務者　中村　　岬
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
静岡市駿河区寿町５番17号
債務者　川合多津枝
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第８３１８号
神奈川県川崎市宮前区野川313―１―208
破産者　小川　孝彦
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５０号
千葉県習志野市大久保２丁目14―５―203
破産者　眞下　洋二
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７３号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―16―205、開始決定時の住所東京都大田区上池台４―４―10―306
破産者　平林　則美
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―16―205、開始決定時の住所東京都大田区上池台４―４―10―306
破産者　平林　冴子
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１５号
青森県三沢市日の出２丁目94―737、開始決定時の住所茨城県取手市東３丁目３―21
破産者　高坂　正孝
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９５８号
千葉県八千代市高津東２丁目６番地17
破産者　有限会社スポーツクラブエフェ
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部